

ECHONET Lite 規格適合性認証 申請の概要

ECHONET Lite 規格 Ver.1.0* / Ver.1.1* 用



第8版 2016年3月18日

一般社団法人エコーネットコンソーシアム

目 次

1.概要	3
2.認証対象	3
3.評価対象範囲	6
4.適用規格	7
5.認証試験仕様書	7
6.認証フロー	7
7.認証試験の実施	8
8.規格適合性認証申請について	8
9.認証登録	8
10.相互接続性	8
11.ロゴマークの表示	8
12.問合せ先	8

本申請の手引きに掲載されている商品名、会社名は、各社の商標または登録商標です。

1.概要

本申請の概要は、ECHONET Lite 規格書に準拠した機器およびソフトウェアの規格適合性認証を、申請者の自主試験による結果に基づき、書面にて申請を行うための手続き等の概要について解説したものです。以下、認証試験仕様書及び本手引き書の文中では、申請者の自主試験による規格適合宣言を自己認証と記述します。

なお、規格適合性認証申請に当たっては、該当する規格バージョンの「ECHONET Lite 規格適合性認証(自己認証)申請の手引き」及び「認証試験仕様書」を参照ください。認証試験仕様書の最新版は、エコーネットコンソーシアムの会員ホームページよりダウンロードできます。

本申請の手引きが対象とする ECHONET Lite 規格バージョンは、Ver.1.0*および Ver.1.1*です。また、「アプリケーション通信インターフェース仕様書」に準拠した機器の仕様適合性認証（以下、AIF 認証）取得については「アプリケーション通信インターフェース仕様 仕様適合性認証 申請の手引き」を参照下さい。

2.認証対象

2.1.認証対象機器

(1)規格適合性認証対象機器

規格適合性認証の対象機器は、ECHONET Lite 規格書の第1部 第4章 4.2項に規定された「フル ECHONET Lite 機器」、「ECHONET レディ機器」、第1部 第4章 4.3項に規定された「ECHONET Lite ミドルウェアアダプタ」です。

(2)対象とする ECHONET Lite ミドルウェアアダプタ通信インターフェース

本書で認証対象とする ECHONET Lite ミドルウェアアダプタ通信インターフェースは以下とします。

- ・ オブジェクト生成タイプ
- ・ Peer to Peer タイプ

2.2.認証対象ソフトウェア

(1)規格適合性認証対象ソフトウェア

規格適合性認証の対象ソフトウェアは、PC やモバイル機器等、汎用機器にインストールして使用するアプリケーションソフトウェアを対象として、認証を規定しています。当該ソフトウェアは、ECHONET Lite 規格書の第1部 第4章 4.2項に規定された「フル ECHONET Lite 機器」と同等の ECHONET Lite 機能を実現するソフトウェアです。

あわせて、当該ソフトウェアの形態は以下を満たしている必要があります。

- ・ 製品型番があること。
- ・ OS 上で動作、または OS に依存しないプラットフォーム上で動作するソフトウェアであること。

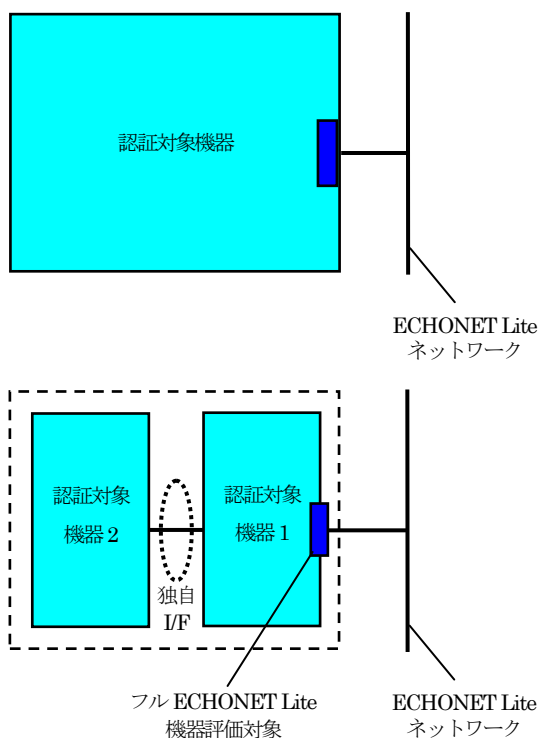
<補足>

他のアプリケーションに組み込まれることを前提とした DLL やプラグインは、認証対象としていません。

<参考:規格適合性認証対象のイメージ図>

評価対象及び認証対象のイメージは、以下のとおりです。

【フル ECHONET Lite 機器】



フル ECHONET Lite 機器として認証
※ただし、実装の形態は特に規定しない。

独自インターフェース (I/F) を有する機器の組み合わせでフル ECHONET Lite 機器となる場合は、その固定的組み合わせで認証可能とする。
(図の例では、ECHONET Lite ネットワークに接続する機器 (機器 1) と機器 1 に独自インターフェースを利用して接続する機器 (機器 2) の組み合わせで認証可能)

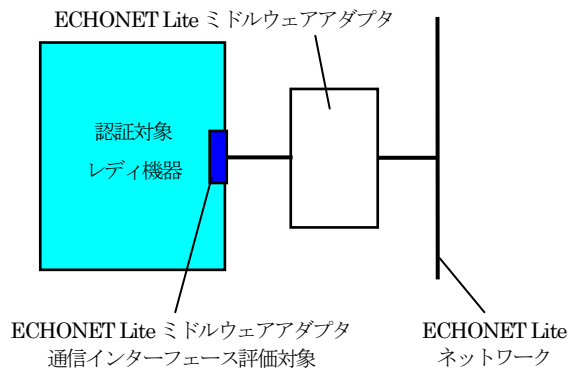
ただし、認証対象構成に含まれる機器であっても汎用機器 (※) は組み合わせ構成に含めなくてもよい。その場合、組み合わせ構成に含めなかった汎用機器へのロゴの添付は認められない。

※ 上記における”汎用機器”とは、以下の(1)と(2)の両方の条件を満たす機器とする

(1) 機器選定条件が、一般に公開された標準規格に則った仕様として表現されること (例) OS や IF を指定した PC

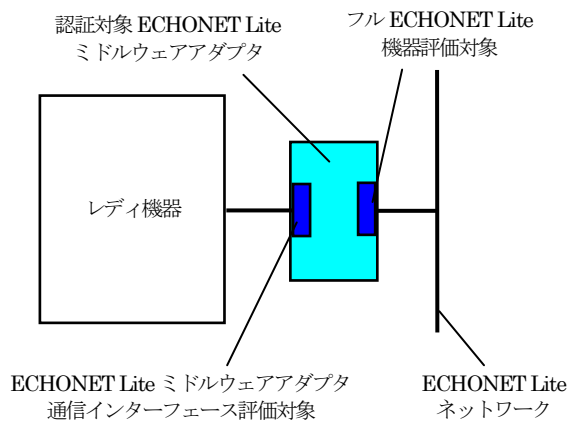
(2) 上記(1)の選定仕様の内容が、いずれかの組み合わせ対象機器の取扱説明書などに明記され、ユーザーに公開されていること

【ECHONET レディ機器】



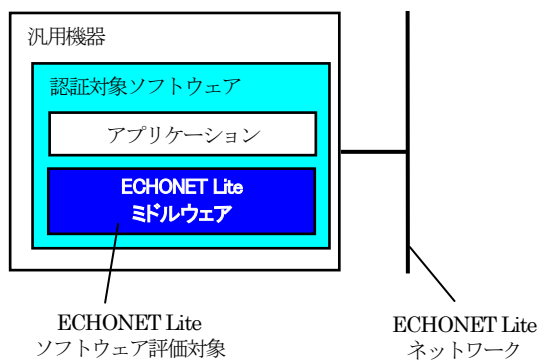
ECHONET Lite 規格準拠のミドルウェアアダプタ通信インターフェースを有する機器本体を認証

【ECHONET Lite ミドルウェアアダプタ】



ECHONET Lite 規格準拠のミドルウェアアダプタ通信インターフェースを有するミドルウェアアダプタを認証

【ECHONET Lite ソフトウェア】



ECHONET Lite ソフトウェアとして認証フル ECHONET Lite 機器と同等の評価を行います。ただし、ハードウェアや OS、アプリケーションは評価対象外です。

(備考)

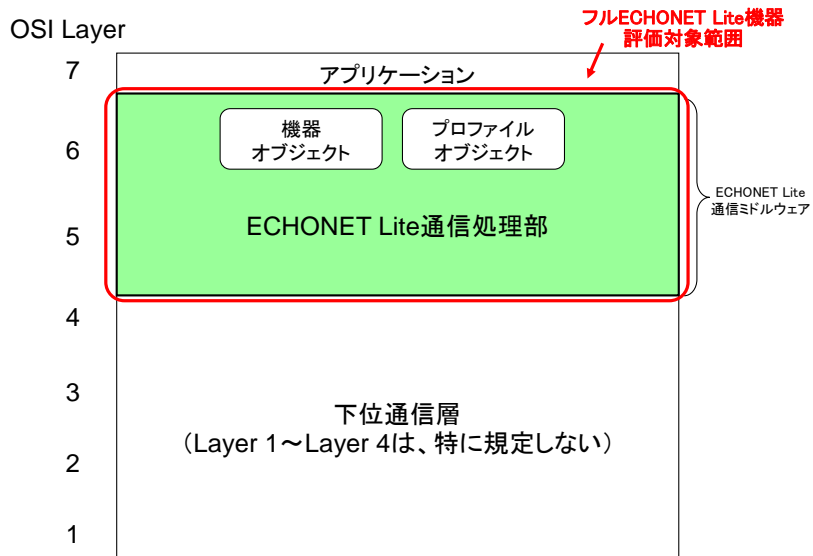
評価対象：認証試験仕様書に基づいて、規格適合性を判定する対象

認証対象：上記評価の結果、規格適合性が確認された場合、認証登録番号が発行される対象

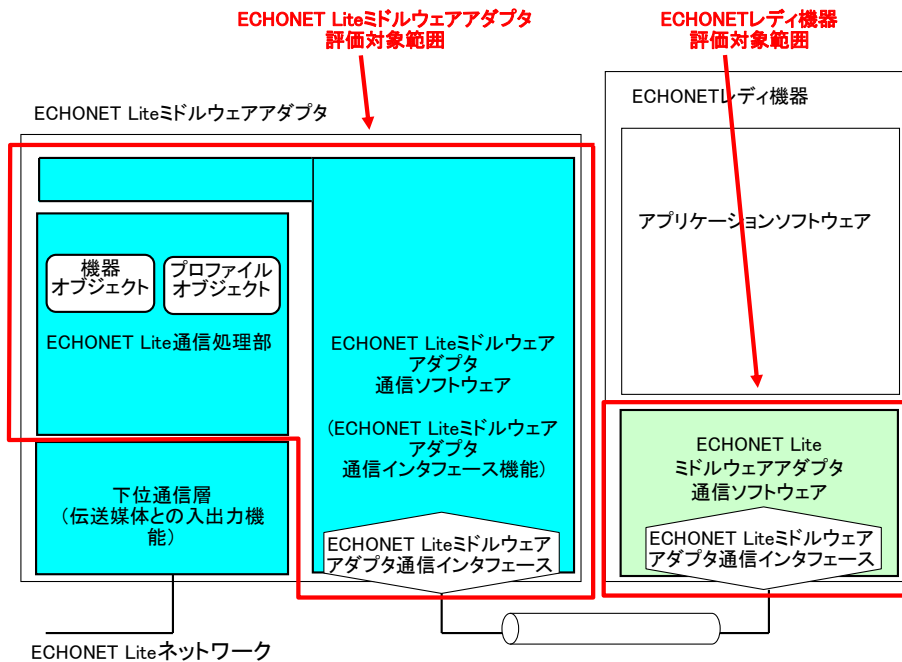
3. 評価対象範囲

機器及びソフトウェアの評価対象となる範囲を、ECHONET Lite 通信レイヤ構成図を用いて下記に示します。

(1) フル ECHONET Lite 機器およびソフトウェアの場合



(2) ECHONET レディ機器及び ECHONET Lite ミドルウェアアダプタの場合



4.適用規格

本申請の手引きでは、対象とする ECHONET Lite 対応機器およびソフトウェアに、以下の規格書を適用するものとします。

- ・ ECHONET Lite 規格書
- ・ ECHONET 機器オブジェクト詳細規定

上記文書は、エコーネットコンソーシアムのホームページに掲載されていますので最新のバージョンを確認下さい。また、上記文書が更新された場合、原則、最新の文書を適用ください。

5.認証試験仕様書

規格適合性認証試験の実施内容を記載した ECHONET Lite 規格用の認証試験仕様書は下記の通りです。この認証試験仕様書は、試験結果を申告するため、規格適合性認証申請書に添えて提出する様式になっています。

- ・ 「ECHONET 機器 認証試験仕様書 ECHONET Lite 規格 -申告書類一式-

認証試験仕様書は、エコーネットコンソーシアムのホームページに掲載されていますので最新のバージョンを確認下さい。なお、認証試験仕様書が更新された場合 (Errata の発行を含む)、更新後の仕様書が公開されてから 6 ヶ月間、更新前の認証試験仕様書も適用可能とします。

6.認証フロー

ECHONET Lite 認証を取得するための概略フローを以下に示します。

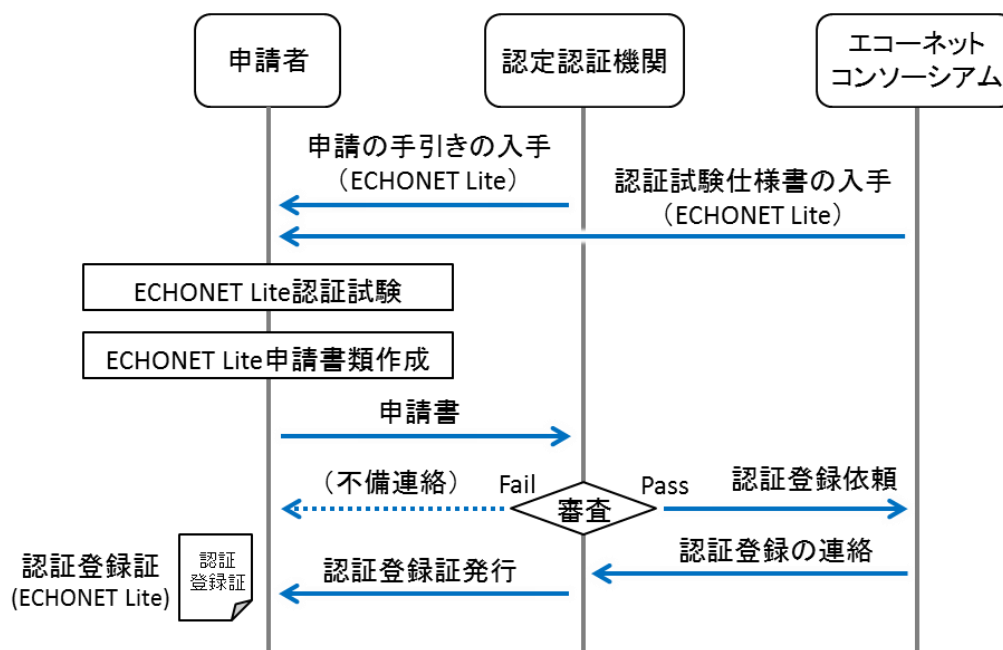


図 6.1 ECHONET Lite 認証申請するフロー

7. 認証試験の実施

- ・ ECHONET Lite 機器 認証試験仕様書の適用範囲と申請機器またはソフトウェアの試験範囲を確認し、対象規格バージョンにおける認証試験仕様書（5章参照）を用い自己適合試験を実施してください。
- ・ 自己認証結果申告書に認証内容を記載していますので、この内容を満足する試験を実施してください。また、認証試験仕様書に機器またはソフトウェア分類毎に申告の必須、機能搭載時申告、申告不要等が一覧で記載されていますので参照してください。
- ・ 自己認証結果申告書に記載の試験項目は、ECHONET Lite 機器およびソフトウェアの外部（ECHONET Lite ネットワーク）から見た通信動作について、確認内容を記述しています。製品本体の内部配線やログを元にした結果は認証申請に利用できません。
- ・ 試験実施の際、「状態変化通知」を発生させるための目的や、試験実施前の「初期設定」の目的で、認証対象外のツールを利用することは可能です。

8. 規格適合性認証申請について

認定認証機関が会員向けに公開している申請書に必要な情報を記入することで、規格適合性認証の申請が可能です。

(1) 申請者

- ・ エコーネットコンソーシアム会員のみ申請者となることが可能です。
- ・ 代理人からの申請時においても申請者は会員であることが必須となります。

(2) 代理人

- ・ 代理人は、会員である必要はありません。但し、代理人申請の場合は申請者による委任状が必要となります。

9. 認証登録

- ・ 規格適合性認証に適合した場合、認証登録証を書面にて発行します。
- ・ 認証費用、申請受付から適合判定、認証登録証の発行までにかかる期間については認定認証機関にお問い合わせ下さい。
- ・ 適合時には、「メーカー名」、「製品名」、「製品品番」、「ECHONET Lite 規格認証 認証登録番号」、「認証登録日」、「お問合せ」、「詳細情報」を、エコーネットコンソーシアムのホームページに掲載します。一般に販売される ECHONET Lite 規格認証 認証取得製品は、「認証済み製品リスト」への掲載が必須です。
- ・ 「認証済み製品リスト」に掲載された製品は、製品本体や製品マニュアル、製品ホームページ等、一般のユーザが確認できる方法で、ECHONET Lite 規格認証取得済みであることを明記することが必要です。

10. 相互接続性

規格適合性認証における認証取得は、実機での完全な相互接続性を保証するものではありません。実機による相互接続試験の実施は、規格適合性認証申請においては必須ではありませんが相互接続性の確保のため、他のベンダーとの相互接続試験の実施を推奨します。相互接続試験の実施についてのご相談はエコーネットコンソーシアム事務局へ連絡ください。

11. ロゴマークの表示

認証取得された機器およびソフトウェアに、ECHONET Lite または ECHONET Ready 機器のロゴマークを表示してください。詳しくは「商標使用マニュアル」をご覧ください。

12. 問合せ先

本書の内容については、エコーネットコンソーシアムのお問い合わせページよりお問い合わせ下さい。